

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号。以下「規則」という。)第142条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月30日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 入札に付する概要

(1)	番 号	市修繕第2号
(2)	件 名	令和7年度 阿賀北葬斎場火葬炉設備等修繕
(3)	履 行 場 所	阿賀野市 下条(阿賀北葬斎場) 地内
(4)	履 行 期 限	令和8年3月13日
(5)	概 要	①1～5号炉 炉内台車上部耐火物取替 ②1～5号炉 主燃焼室セラミック部分貼替 ③1～5号炉 主燃バーナーコーン取替 ④残骨灰・飛灰吸引装置フィルター交換

2 入札に参加する者に必要な資格要件

公告日現在で阿賀野市入札参加資格者名簿(令和7・8年度)に登録され、下記の要件をすべて満たしていること。

(1)	業 種	規則第141条の3に規定する有資格者名簿の「 タイル・れんが・ブロック工事 」に登録されている者であること。
(2)	地 域 要 件	新潟県内に 主たる 営業所を有する者であること。
(3)	建 設 業 の 許 可	建設業法第3条の規定による タイル・れんが・ブロック工事業 の許可を有していること。 なお、総額5,000万円以上を下請契約して工事を施工させる場合は、特定建設業の許可を有していること。 ※建築一式の場合は8,000万円以上
(4)	実 績	過去10年間に、新潟県内の地方公共団体が発注する工事で、火葬炉の修繕実績があること。
(5)	配 置 技 術 者	建設業法第26条に規定する技術者を配置すること。 また、その技術者は自社と直接的かつ恒常的な雇用関係が3箇月以上あること。
(6)	施行令第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。	
	①	申請日から入札日までの間で、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領に基づき指名の停止を受け、その停止期間中の者。
	②	会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がなされている者。
	③	民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がなされている者。
	④	自社又は自社の役員等(営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を含む。)が、阿賀野市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員である者若しくは社会的に非難されるべき関係を有している者。

当該入札に参加する他の者との間に次の資本関係又は人的関係がないこと(組合及び共同企業体を含む)	
【資本関係】	
①	子会社等と親会社等の関係にある場合〔左記の定義は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2及び第4号の2の規定による。以下同様。〕
②	親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
【人的関係】	
(7) ③	一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 ※ただし、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。 ※ただし、監査役(会社法第2条第11号の2の規定による)や社外取締役(会社法第2条第15号の規定による)等は除く。
④	一方の会社等の役員が、他方の会社等において民事再生又は会社更生手続中の管財人(民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された者)を兼ねている場合
⑤	一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
【その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合】	
⑥	組合とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札参加申請書の提出

(1)	申請提出期限	令和7年8月15日 午後3時まで(土日、祝日は除く。)
	提出方法	電子入札システムを用いて提出すること。
	提出データ	①火葬炉の修繕実績を証するもの(契約書等)
		②建設業許可証明書又は建設業の許可について(通知)
		③建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果通知書
(2)	参加資格の審査結果通知	参加資格を有しないと決定した者へ、令和7年8月18日 午後5時までに通知する。

4 入札に関する事項

(1)	入 札 方 法	制限付一般競争入札(事前審査)
(2)	提 出 方 法	電子入札システムを用いて提出すること。
(3)	入札時提出書類	① 入札書 入札書に記載する金額は、消費税法の課税業者、免税業者を問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
		② 内訳書 入札時に内訳書の提出を義務づけます。なお、以下の条件に該当した場合は無効入札となる場合があります。 ・入札書の価格と一致しない。 ・市の設計書項目を満たしていない。 ・以下に記載する以外のファイル形式による提出。 (1) Microsoft Word doc, docx形式 (2) Microsoft Excel xls, xlt,xlsx, xltx, xlsx形式 (3) PDFファイル pdf形式 (4) 画像ファイル jpg, jpeg, gif, png形式
(4)	入札受付期間	令和7年8月19日 (火) 午前9時から 令和7年8月20日 (水) 午後5時まで (ただし、電子入札システム休止時間を除く)
(5)	開 札 日 時	令和7年8月21日 (木) 午前9時以降
(6)	再 度 入 札 等	① 開札の結果、再度入札を行うこととなった場合は、直ちに参加者へ再度入札の日時等を通知する。 ② 再度入札は1回までとし、初度の入札で無効又失格となった者は、再度入札に参加できない。
(7)	質 問 締 切	令和7年8月15日 午後3時まで
	質 問 提 出 先	市民生活課 shimin@city.agano.niigata.jp
	質 問 回 答 書	https://www.city.agano.niigata.jp/soshiki/kanzaika/nyusatsu keiyaku/1749.html
(8)	回 答 最 終 日	令和7年8月18日 午後5時までに入札情報サービスに回答を掲載します。
(9)	最低制限価格制	適用しない。
(10)	入 札 保 証 金	免除します。
(11)	注 意 事 項	電子入札システムにファイルを添付する際は、必ず最新バージョンのウイルスチェックソフトによりウイルスチェックを行ってから添付すること。

5 契約条件

(1)	契 約 保 証 金	請負契約における契約の保証等に関する取扱要領第1条の規定による。
(2)	前 払 金	建設工事請負基準約款第35条第1項の規定による。
(3)	中 間 前 払 金	建設工事請負基準約款第35条第2項の規定による。
(4)	部 分 払	建設工事請負基準約款第38条の規定による。
(5)	議 会 の 承 認	議会の承認案件でない。

※落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合、その落札は効力を失い、損害賠償金として当該入札の契約額となった金額の100分の5を阿賀野市に納付しなければならないものとします。

6 その他必要事項

(1)	入札参加資格申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
(2)	提出された関係書類は返還しない。
(3)	受注者において下請け発注及び資機材の調達をする場合は、本市建設産業支援のため可能な限り市内業者の採用を希望する。

この公告・阿賀野市ホームページ・契約等に関する問い合わせ先
阿賀野市役所(〒959-2092 阿賀野市岡山町10-15)
総務部 管財課 入札契約係(Tel 0250-62-2525)